飛翔並びにオオサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ゴギ、オヤニラミ、アカザ、ギフチョウ、ツマグロキチョウ及びゴマシジミ等の生息が確認されている。クマタカについては、本件区間と営巣地との距離が離れているとともに、起業者は、有識者等を交えた自然環境対策委員会（以下「委員会」という。）の助言及び指導を受け、モニタリング調査及び防音塀の設置等の保全措置を講ずることとしている。オオタカ、ハヤブサ及びサシバについては、営巣が確認されていないこと、周辺の土地には同様の環境が広く残存することなどから影響は軽微であると認められる。オオサンショウウオ及びカスミサンショウウオについては、起業者は、委員会の指導及び助言を受け、濁水処理施設の設置や必要に応じた個体の移設等の保全措置を講ずることとしており、ギフチョウについても、委員会の指導及び助言を受け、食草の移植等の保全措置を講ずることとしている。ゴギ、オヤニラミ及びアカザについては、起業者は、工事施工時における濁水の流出を軽減する保全措置を講ずることとしている。ツマグロキチョウ及びゴマシジミについては、生息環境である草地の一部を改変するが、これらの生息等に適した環境を広く残すことになることなどから、影響は軽微であると認められる。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサルメンエビネ、オキナグサ、ミズマツバ、マルバノサワトウガラシ、スズメハコベ、ミズオオバコ、イトトリゲモ及びサガミトリゲモ等の生育が確認されている。サルメンエビネ及びオキナグサについては、起業者は、委員会の助言及び指導を受け、工事実施段階において個体の移植を行い、その後もモニタリング調査を実施するなどの保全措置を講ずることとしている。ミズマツバ、マルバノサワトウガラシ、スズメハコベ、ミズオオバコ、イトトリゲモ及びサガミトリゲモについては、起業者は、本件区間周辺の水田やため池などに生育する種の保全のため、工事施工時における濁水の流出を軽減するなどの保全措置を講ずることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が44箇所存在するが、このうち41箇所については発掘調査を完了しており、現地保存が必要な遺物は発見されていない。起業者は、残る３箇所についても広島県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業は、三次市と松江市との間における高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき２車線又は４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（以下「申請案」という。）のほか西側ルート案及び東側ルート案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積及び支障物件が最も多いものの、周辺地域への利便性が最も優れること、また、路線延長は中位であるが、構造物の延長が最も短く土工バランスが最も良く施工性に優れ、経済的にも最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、三次市と松江市との間における高速交通ネットワークの形成が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道54号の安全かつ確実な代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長等からなる中国横断自動車道尾道松江線建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　島根県雲南市役所

○中国地方整備局告示第百四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月二十七日

中国地方整備局長　福田　功

その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大田市朝山町仙山字津戸五二八番二地先から同市朝山町仙山字津戸五三九番一まで	後	三二メートル	〇・四キロメートル
	前	三五メートル	〇・四キロメートル
	後	五五・〇メートル	〇・四キロメートル
	前	五五・〇メートル	〇・四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○海上保安庁告示第百八十一号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十二年八月二十七日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構

神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三一度一〇分、北緯三三度一〇分、東経一三九度三〇分、東経一四〇度一〇分の各経緯度線で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三七度一二分東経一二六度五〇分、北緯三七度一二分東経一二七度三〇分、北緯三八度四〇分東経一二七度三〇分、北緯三八度四〇分東経一二六度五〇分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十二年九月九日から平成二十二年十月五日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による測深

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　第三管区水路通報第三十三号（平成二十二年八月二十七日発行）、十一管区水路通報第三十六号（平成二十二年九月十日発行）